

自然公園法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

自然公園法施行細則の一部を改正する規則

自然公園法施行細則（平成12年岩手県規則第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（利用拠点整備改善計画の変更の認定の申請）</u></p> <p>第8条 法第16条の7第3項において準用する法第16条の4第1項の認定に係る申請は、別に定める様式による利用拠点整備改善計画変更認定申請書によらなければならない。</p> <p><u>（利用拠点整備改善計画の軽微な変更の届出）</u></p> <p>第9条 法第16条の7第3項において準用する法第16条の4第2項の届出は、別に定める様式による利用拠点整備改善計画軽微変更届によらなければならない。</p>
<p>（特別地域又は特別保護地区内における行為の許可申請）</p> <p>第8条 [略]</p>	<p>（特別地域又は特別保護地区内における行為の許可申請）</p> <p>第10条 [略]</p>
<p>（特別地域又は特別保護地区内における行為の届出）</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>（特別地域又は特別保護地区内における行為の届出）</p> <p>第11条 [略]</p>
<p>（普通地域内における行為の届出）</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>（普通地域内における行為の届出）</p> <p>第12条 [略]</p>
	<p><u>（自然体験活動促進計画の変更の認定の申請）</u></p> <p>第13条 法第42条の5第1項の認定に係る申請は、別に定める様式による自然体験活動促進計画変更認定申請書によらなければならない。</p> <p><u>（自然体験活動促進計画の軽微な変更の届出）</u></p> <p>第14条 法第42条の5第2項の届出は、別に定める様式による自然体験活動促進計画軽微変更届によらなければならない。</p>
<p>（特別地域又は普通地域内における自然を活用した催しの計画書の提出）</p> <p>第11条 [略]</p>	<p>（特別地域又は普通地域内における自然を活用した催しの計画書の提出）</p> <p>第15条 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第22条 条例別表第2の14の3の項(15)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>第22条 条例別表第2の14の3の項(15)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 自然公園法施行細則(平成12年岩手県規則第72号) <u>第8条各号</u> の特別地域内又は特別保護地区内における行為の許可に係る申請書の受理に関する事務	(2) 自然公園法施行細則(平成12年岩手県規則第72号) <u>第10条各号</u> の特別地域内又は特別保護地区内における行為の許可に係る申請書の受理に関する事務
備考 改正部分は、下線の部分である。	